

# 子ども食堂を開設・運営する市町村を補助します！

## ○補助事業者：市町村

## ○補助対象：

- ①市町村が**運営**する子ども食堂
- ②市町村が**補助**する**団体※**が運営する子ども食堂
- ③市町村が**委託**する**団体※**が運営する子ども食堂

### ※対象となる団体

- ① 定款、会則等を備えていること
- ② 当事業の経理と団体のその他事業等の経費を区別し、収支を明らかにできること
- ③ 団体の活動が公序良俗に反しないこと
- ④ 暴力団が関与していないこと
- ⑤ 税金の滞納をしていないこと などの条件有

- ④平成29年度に市町村が実施する事業  
(対象経費の遡り申請可能)

## ○補助対象となる子ども食堂：(主な条件)

- ①岐阜県内で開設・運営
- ②主な利用者が生活困窮世帯やひとり親家庭
- ③料金が無料または低額(実費相当)
- ④月1回以上実施
- ⑤保健所の指導に基づき必要な衛生管理を実施
- ⑥営利活動や宗教的活動、政治的活動をしない

## ○想定される主な利用者：

- ・生活困窮世帯若しくはひとり親家庭の高校生以下の子どもと保護者  
(※その他の世帯の子どもや地域の高齢者や障がい者が参加しても差し支えありません。)

## ○補助条件：

補助率	対象経費の1/2 (間接補助事業者には市町村事業費と合わせて最大10/10(上限額あり)の補助になります。)
上限額	各市町村につき県から70万円 (間接補助事業者には市町村事業費と合わせて最大140万円の補助になります。)
対象経費	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費、備品購入費、賄材料費、役務費、保険料、委託料、使用料、補助金
対象年度	初年度のみ

## ○担当課：岐阜県健康福祉部

- ・地域福祉課(ひとり親家庭以外の生活困窮世帯分)
- ・子ども家庭課(ひとり親家庭の分)